

○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年三月十四日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から適用する。

平成三十年三月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のよう
に改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 第1部～第22部 (略) 第23部 追 補 (19)</p> <p>内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円</p> <p>_____(そ)_____ ゾフルーザ錠10mg <u>10mg 1錠</u> <u>1,507.50</u> ゾフルーザ錠20mg <u>20mg 1錠</u> <u>2,394.50</u></p>	<p>別表 第1部～第22部 (略) (新設)</p>

第二条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前				
別表	第1部 品名	内 用規格	単位 薬価 円	別表	第1部 品名	内 用規格	単位 薬価 円	
	(あ)～(せ) (そ)	(略)			(あ)～(せ) (そ)	(略)		
	(略)				(略)			
	ソゾリアードカゾセル100mg	100mg	1カゾセル	13,005.30	ソゾリアードカゾセル100mg	100mg	1カゾセル	13,005.30
	<u>ソゾルーザ錠10mg</u>		<u>10mg</u>	<u>1,507.50</u>	<u>ソゾルーザ錠10mg</u> (新設)			
	<u>ソゾルーサ錠20mg</u>		<u>20mg</u>	<u>1,507.50</u>				
	(略)				(略)			
	(た)～(わ)	(略)			(た)～(わ)	(略)		
	第2部～第4部	(略)			第2部～第4部	(略)		